

# 山梨県公報

号外第十三号

平成二十一年  
三月十九日

木曜日

## 目次

### 監査委員

監査の結果に関する報告の公表(四件)……………一

## 監査委員

### 山梨県監査委員告示第二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十一年三月十九日

山梨県監査委員	横 森 良 照
同	中 込 孝 元
同	清 水 武 則
同	棚 本 邦 由

### 1 監査対象箇所及び監査期日

監査箇所	監査年月日
知事政策局	
東京事務所	平成二十一年二月十三日
企画部	
県民生活センター	平成二十一年一月二十三日
総合理工学研究機構	平成二十一年一月二十七日
男女共同参画推進センター	平成二十一年一月二十九日
総務部	
職員研修所	平成二十一年十一月二十七日
消防学校	平成二十一年十一月二十七日
総合県税事務所	平成二十一年十一月二十八日
県立大学	平成二十一年十一月二十八日
福祉保健部	
都留児童相談所	平成二十一年一月七日
障害者相談所	平成二十一年一月七日
精神保健福祉センター	平成二十一年一月七日
動物愛護指導センター	平成二十一年一月七日
女性相談所	平成二十一年一月九日
中央児童相談所	平成二十一年一月九日
あけぼの医療福祉センター	平成二十一年一月十三日
育精福祉センター	平成二十一年一月十三日
富士ふれあいセンター	平成二十一年一月十四日
甲陽学園	平成二十一年一月十五日
食肉衛生検査所	平成二十一年一月十五日
衛生公害研究所	平成二十一年一月二十三日
森林環境部	
環境科学研究所	平成二十一年十一月十八日
森林総合研究所	平成二十一年十一月十九日
商工労働部	
就業支援センター	平成二十一年一月七日
峡南高等技術専門学校	平成二十一年一月八日

宝石美術専門学校 計量検定所	平成 21 年 1 月 9 日 平成 21 年 1 月 14 日		
富士工業技術センター 産業技術短期大学校 都留高等技術専門学校 山梨県工業技術センター	平成 21 年 1 月 14 日 平成 21 年 1 月 20 日 平成 21 年 1 月 22 日 平成 21 年 1 月 27 日		
観光部 大阪事務所	平成 21 年 2 月 19 日		
農政部 総合農業技術センター 酪農試験場 東部家畜保健衛生所 果樹試験場 西部家畜保健衛生所 農業大学校 専門学校農業大学校 畜産試験場 水産技術センター	平成 20 年 11 月 21 日 平成 20 年 11 月 21 日 平成 20 年 11 月 25 日 平成 20 年 11 月 25 日 平成 20 年 11 月 26 日 平成 20 年 11 月 26 日 平成 20 年 11 月 26 日 平成 20 年 11 月 27 日 平成 20 年 11 月 27 日 平成 20 年 11 月 28 日		
県土整備部 荒川ダム管理事務所 大門・塩川ダム管理事務所 深城ダム管理事務所 中部樹断自動車道用地事務所 新環状・西関東道路建設事務所 広瀬・琴川ダム管理事務所 流域下水道事務所	平成 20 年 11 月 17 日 平成 20 年 11 月 17 日 平成 20 年 11 月 18 日 平成 20 年 11 月 18 日 平成 20 年 11 月 19 日 平成 20 年 11 月 20 日 平成 20 年 11 月 20 日 平成 20 年 11 月 25 日		
教育委員会 峡南教育事務所 図書館 中北教育事務所 埋蔵文化財センター 考古博物館 峡東教育事務所	平成 21 年 1 月 8 日 平成 21 年 1 月 9 日 平成 21 年 1 月 13 日 平成 21 年 1 月 15 日 平成 21 年 1 月 15 日 平成 21 年 1 月 19 日		
富士・東部教育事務所 韮崎工業高等学校 甲府南高等学校 甲府工業高等学校 甲府城西高等学校 白根高等学校 峡南高等学校 身延高等学校 山梨園芸高等学校 塩山高等学校 上野原高等学校 吉田高等学校 富士北稜高等学校 中央高等学校 ひばりが丘高等学校 盲学校 ろう学校 あけぼの支援学校 わかば支援学校 かえで支援学校 美術館 文学館 やまびこ支援学校 甲府支援学校 博物館 甲府東高等学校 総合教育センター 北杜高等学校 韮崎高等学校 甲府第一高等学校 甲府西高等学校 富士見支援学校 富士河口湖高等学校	平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 19 日 平成 21 年 1 月 21 日 平成 21 年 1 月 21 日 平成 21 年 1 月 21 日 平成 21 年 1 月 21 日 平成 21 年 1 月 22 日 平成 21 年 1 月 23 日 平成 21 年 1 月 23 日 平成 21 年 1 月 28 日 平成 21 年 1 月 28 日 平成 21 年 1 月 29 日 平成 21 年 2 月 3 日 平成 21 年 2 月 3 日 平成 21 年 2 月 4 日 平成 21 年 2 月 4 日 平成 21 年 2 月 4 日 平成 21 年 2 月 5 日		

ふじぐら支援学校	平成 21 年 2 月 5 日
甲府昭和高等学校	平成 21 年 2 月 6 日
市川高等学校	平成 21 年 2 月 6 日
石和高等学校	平成 21 年 2 月 9 日
日川高等学校	平成 21 年 2 月 9 日
山梨高等学校	平成 21 年 2 月 9 日
都留高等学校	平成 21 年 2 月 10 日
谷村工業高等学校	平成 21 年 2 月 10 日
桂高等学校	平成 21 年 2 月 10 日
農林高等学校	平成 21 年 2 月 12 日
巨摩高等学校	平成 21 年 2 月 12 日
増穂商業高等学校	平成 21 年 2 月 12 日

警察本部	
甲府警察署	平成 21 年 1 月 7 日
南アールナス警察署	平成 21 年 1 月 7 日
北杜警察署	平成 21 年 1 月 7 日
南部警察署	平成 21 年 1 月 7 日
日下部警察署	平成 21 年 1 月 7 日
上野原警察署	平成 21 年 1 月 7 日
峡沢警察署	平成 21 年 1 月 8 日
富士吉田警察署	平成 21 年 1 月 14 日
南甲府警察署	平成 21 年 1 月 20 日
韭崎警察署	平成 21 年 1 月 21 日
大月警察署	平成 21 年 1 月 22 日
笛吹警察署	平成 21 年 1 月 28 日

2 監査対象期間  
前同対象期間の翌月から今回監査実施日前3ヶ月までの間。

3 監査の方法  
監査は、監査対象期間における財務に関する事務及び工事の執行状況について、抽出の方法により、諸帳簿及び証明書類等を照査するとともに、現地調査、職員からの事情聴取により実施した。

4 監査結果処理区分

監査結果は次のとおり区分した。

- (1) 指摘事項  
法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- (2) 文書指導事項  
指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- (3) 口頭注意事項  
不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

5 監査の結果

財務に関する事務及び工事の執行全般については、一部改善を要する事項が認められたが、それ以外については、おおむね適正に処理されていた。

なお、警察本部の捜査報償費については、捜査上の支障があることから、ごく一部の証拠書類が非開示（マスキングされた状態）となっていた。

監査の結果、指摘事項、文書指導事項、口頭注意事項とした区分毎の集計は下表のとおりである。

区分	収入	支出	給与	物品	財産	契約	工事	その他	合計
指摘 (件)	1							2	3
指導 (件)	43	5	35	11	8	15	6		123
注意 (件)	6		3	1	1	1			12
合 計	50	5	38	12	9	16	6	2	138

6 指摘事項

不適切な事務処理について指摘のうえ、是正・改善を指示し、措置状況について回答を求めたものは、次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について不適切な事務処理が多数あった。  
(県立大学)
- ① 旅費の算定に係る事務処理
- ② 外国旅行に係る支出負担行為の事務処理
- ③ 契約手続きに係る事務処理
- ④ 源泉所得税の徴収に係る事務処理
- ⑤ 現金の直接収納事務に係る事務処理

(2) 行政財産使用料の算定に誤りがあり過大に徴収していた。(中央児童相談所)

(3) 収入に関する事務や支出に関する事務等、財務に関する事務について不適切な事務処理が多数あった。(山梨園芸高等学校)

- ①旅費の算定に係る事務処理
- ②通勤手当の算定に係る事務処理
- ③給与等の支給に係る事務処理
- ④資金前渡職員口座の取扱いに係る事務処理
- ⑤資金前渡の取扱いに係る事務処理

7 その他の概要

指摘には至らないが、事務処理について文書指導、口頭注意を行った主なものは、次のとおりである。

- (1) 収入に関する事項
  - ① 収入未済金の回収及び債権管理に改善を要するもの
  - ② 行政財産使用料の徴収事務に誤りがあり改善を要するもの
  - ③ 調定事務に誤りがあり改善を要するもの
- (2) 支出に関する事項
  - ① 資金前渡の事務処理に誤りがあり改善を要するもの
- (3) 給与に関する事項
  - ① 給与等の支給事務に誤りがあり改善を要するもの
  - ② 源泉所得税の徴収事務に誤りがあり改善を要するもの
- (4) 物品に関する事項
  - ① 物品の管理に誤りがあり改善を要するもの
- (5) 財産に関する事項
  - ① 未登記の用地があり改善を要するもの
  - ② 借受財産に関する事務処理に不備があり改善を要するもの
- (6) 契約に関する事項
  - ① 契約書の内容に誤りがあり改善を要するもの
- (7) 工事に関する事項
  - ① 工事の施工管理に不備があり改善を要するもの

山梨県監査委員告示第三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第四項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十一年三月十九日

山梨県監査委員	横 森 良 照
同	中 込 孝 元
同	清 水 武 則
同	棚 本 邦 由

平成20年度 定例監査重点事項実施結果

平成20年度定例監査重点事項について、「平成20年度定例監査重点事項実施要領」に基づき実施した結果は次のとおりであった。

1 平成20年度重点事項

長期の収入未済に対する債権管理（県税は除く）

2 選定理由

収入未済については、早期回収に努めるとともに、時効の完成により既に債権が消滅しているものについては、不納欠損の手続きを行う必要がある。  
 長期の収入未済については、定例監査や決算審査等を通じて適正な債権管理の徹底を指導しているが、なかなか改善が進まない状況にある。  
 平成19年度監査においても、収入未済について指摘を受けた所属が59あった。一般会計においても、平成15年度決算時において税外の収入未済額が6億4千万円余であったものが毎年増加し、平成18年度は8億8百万円余となっている。このため、3年以上経過している長期の収入未済を対象に、各所属における債権管理の実態を監査することにより、債権管理の適正化を図る。

3 実施にあたっての着眼点

- (1) 長期の収入未済に対する実態把握がなされているか。
- (2) 債権者に対する督促及び回収の状況はどうか。
- (3) 不納欠損処分状況はどうか。

4 実施結果

実施所属は次のとおりである。

監査対象年度	監査実施所属数	長期収入未済があった所属数	所属
平成19・20年度	265	39	長期収入未済があった債権数 66件

※同一所属で複数の債権がある所属があり長期収入未済があった債権の数は66件であった。

長期収入未済該当債権の種類は次のとおりである。

長期収入未済該当債権数	公法上の債権数	公法上債権の種類	種類
66件	23件	9	私法上の債権の種類
	43件	23	種類

※同一債権の種類が、複数の所属にあるため債権の種類は32種類となる。

収入未済額が1億円以上のものは次のとおりである。

債権の種類	収入未済額	債務者数
中小企業高度化資金貸付金	5,540,195,000円	2団体
県営住宅使用料	300,812,207円	1,099人
患者負担金	152,408,814円	2,848人

債権の種類別、年度別、収入未済額は別表のとおり。

※債務者数は延べ人数

(1) 延滞債権管理簿について

ア 延滞債権管理簿があるか。  
 ある 54件 なし 12件

イ 記録の内容は、十分か。 不十分である 6件  
 十分である 48件

ウ 記録が不十分な場合の内容は(重複あり)。  
 ア 債権回収の対応状況の記載がない 3件  
 イ 債権者の現況及び資産状況等の記載がない 4件

(2) 債権者に対する督促及び回収の状況

ア 地方自治法第231条の3第1項又は地方自治法施行令第171条の規定に基づき督促状による督促を行っているか。  
 ア 全て督促している 57件  
 イ 一部督促した事例がある 6件  
 ウ 督促していない 3件  
 ほとんどの債権で督促されていた。  
 一部督促した事例がある債権の督促していない主な理由としては、債務者の死亡や行方不明があげられている。  
 督促していない債権の督促していない主な理由としては、生活保護を受けているや破産管財人からの要望があげられている。

イ 督促状による督促の他に、債権回収のためにどのような対応をしているか(重複あり)。  
 ア 電話による納入促進 48件  
 イ 訪問 49件  
 ウ 連帯保証人への督促及び請求 20件  
 エ その他 16件  
 電話及び訪問による対応がほとんどの所属で実施されている。

- ・フロジェクトチームを組織
- ・整理回収機構への債権管理回収委託を実施
- ・代理人や事業継承者と交渉

(3) 時効中断の努力をしているか(重複あり)。

ア 時効を中断したものの  
 ア 債務者から未収金の一部を納入させた 33件  
 イ 債務者から支払計画書を提出させた 22件  
 ウ 債務者から未収金の贈与の申し出を徴した 4件  
 エ 債務承認書の提出を受けた 2件  
 イ 何もしていない 15件  
 何もしていない債権が15件あったが、その理由のほとんどが債務者が行方不明、死亡又は破産である。

(4) 延滞債権について、早期回収のため、法令に基づき督促後、滞納処分又は強制執行等を行っているか。  
 ア している 8 件  
 イ していない 55 件  
 実施していない主な理由としては、次の事項があげられている。  
 ・債務者が行方不明、死亡又は破産 10 件  
 ・差し押さえるべき資産がない 8 件  
 ・分納をしている又は分納の意思がある 6 件

(5) 公法上の債権で消滅時効の期間（5 年）が経過しているものについて、不納欠損処分を行わない債権があるか。また、処分をしない理由は何か。  
 ア ある 2 件  
 イ ない 21 件  
 不納欠損処分をしていない債権が 2 件あり、関係課と協議中である。

(6) 私法上の債権で、消滅時効の期間が経過しているものについて、不納欠損処分を行わない債権があるか。また処分をしない理由は何か。  
 ア ある 26 件  
 イ ない 17 件  
 不納欠損処分を行っていない債権が 26 件あり、主な理由は次のとおりである。  
 ・関係課と協議予定及び協議中 9 件  
 ・行方不明等債務者と連絡がとれない 4 件  
 ・時効援用の意思が確認できない 2 件

5 まとめ

昨今の厳しい経済情勢や財政状況の中、本県の歳入の確保を図ることは重要な課題となっているところである。今年度の定例監査において 265 所属の監査を行ったところ、39 所属に 66 件の長期収入未済債権が確認され、その総額は 63 億 5 百万円余と多額になっている。  
 県では、平成 16 年 3 月「山梨県債権管理ガイドライン」を作成し、これに基づき債権管理を行っているが、その中で作成を求めている「延滞債権管理簿」の未作成が 12 件、作成されているも記載内容が不十分なものが 6 件あった。  
 「延滞債権管理簿」は、債権の適正な管理や延滞債権への対応が適正に進められることを確認する手段として、また、その後の意思決定の重要な資料となることから適正に整備されることが必要である。  
 また、ほとんどの所属で電話及び訪問による対応が行われるとともに、一部の所属では平成 19 年度から債権の回収や管理の民間委託による新たな取り組みが講じられている。今後、債権の回収をより一層進めて行くためには、督促・滞納処分等法令に基づく適正な債権管理の執行や民間ノウハウの活用など、実態に即した最も適切な方法を選択し、計画的かつ効率的に未収金の回収等に取り組み、未収金の縮減を進めるべきである。  
 一方では、回収の見込みのない債務者に対して漫然と督促を続けるなどして債権管理を継続することは、事務の滞留を招き債権管理の効率化の阻害要因となることから、債務の免除・放棄等を行い不納欠損処分を進めることが、債権管理の効率化のためには不可欠である。  
 なお、債務の免除・放棄は、運用の仕方によっては債務者間の公平を失うおそれのある行為でもあることから、厳正かつ公正に行うことが必要である。

収入未済額一覧

単位:円,人

債権の種類	債権の区分	平成9年度以前		平成10年度分		平成11年度分		平成12年度分		平成13年度分		平成14年度分		平成15年度分		平成16年度分		合計	
		収入未済額	債務者数	収入未済額	債務者数	収入未済額	債務者数	収入未済額	債務者数	収入未済額	債務者数	収入未済額	債務者数	収入未済額	債務者数	収入未済額	債務者数	収入未済額	債務者数
児童扶養手当等返還金	公法	180,994	2	50,000	1	1,638,880	6	1,219,220	5	2,006,837	5	8,806,413	17	1,360,263	9	9,493,214	13	24,755,521	58
児童福祉費負担金	公法			1,279,971	85	3,162,987	210	1,749,972	152	1,343,496	133	3,210,349	207	2,807,569	176	3,797,536	211	17,351,880	1,174
行政代執行による破産ビラ撤去費用	公法									1,611,482	14							1,611,482	14
道路使用料	公法											1,100	1	427,619	10	452,450	10	881,169	21
高等学校使用料(授業料)	公法													102,300	2	279,300	5	381,600	7
産業技術短期大学授業料	公法											128,250	1	184,740	1	34,240	2	312,990	2
河川使用料	公法							65,970	2							34,240	2	100,210	4
工業技術センター機械使用料	公法															32,760	1	32,760	1
法定外行政財産使用料	公法									1,030	3			1,870	3			2,900	6
中小企業高度化資金貸付金	私法	10,259,000	1					5,529,936,000	1									5,540,195,000	2
県営住宅使用料	私法	171,375,238	276	10,244,167	70	14,174,631	90	17,522,868	102	18,933,280	124	23,573,980	133	22,917,380	142	22,081,183	182	300,812,207	1,099
患者負担金	私法	5,900,739	18	923,312	10	7,466,658	72	17,528,768	386	24,123,703	516	27,014,703	642	35,583,484	547	33,867,447	657	152,408,814	2,848
農業改良資金借入金・連約金	私法	13,836,674	14	896,000	1	896,000	1	18,894,674	3	14,164,490	4	10,190,053	5	18,358,495	9	13,810,356	6	91,046,742	43
母子養育福祉資金	私法	7,383,227	50	2,150,236	29	3,599,678	39	5,751,744	58	9,380,791	85	13,020,246	117	14,468,222	132	16,961,378	164	72,696,022	674
高齢者居室整備資金借入金	私法	16,091,518	17	1,523,734	6	1,344,934	5	1,331,610	5	1,565,160	5	1,895,350	6	1,028,730	6	146,160	1	24,927,196	51
在宅重症心身障害者居室整備資金借入金	私法	8,908,392	9	451,880	3	1,061,754	5	1,449,220	4	1,755,600	7	1,566,540	7	1,564,554	6	1,681,340	6	18,459,280	47
恩賜県有財産(土地貸付料)	私法	3,742,479	2	1,910,038	2	1,910,038	2	1,795,435	2	2,981,300	3	1,067,278	1	1,016,185	1	1,681,340	1	14,422,753	13
就学奨励費貸付金借入金	私法	5,118,800	172	1,018,200	27	789,200	27	1,082,800	28	1,073,600	27	917,400	26	977,400	25	968,400	22	11,945,700	354
地域改善対策高等学校就学資金返還金	私法	1,468,806	73	378,698	19	451,080	23	423,030	22	730,314	29	809,400	28	945,650	30	991,582	33	6,198,580	257
看護師等専修生賞与金借入金	私法	1,782,000	9	657,000	5	72,000	1	242,000	1					451,000	4	1,314,000	5	4,518,000	25
連約金及び返納利息	私法	1,145,556	1							821,926	5	332,139	4	370,167	2	674,015	3	3,343,803	15
恩賜県有財産(連約金及び返納利息)	私法	125,700	2	42,600	1	60,500	1	148,200	3	366,900	4	261,896	4	1,912,428	8	303,125	6	3,221,349	29
恩賜県有財産(雑入)	私法	255,000	1					202,400		2,935,800	1					303,125	6	3,190,800	2
児童福祉費負担金	私法	1,636,300	4	75,800	2	80,400	1	202,400	3	232,800	2	249,000	3	79,500	4	245,700	9	2,801,900	28
県営住宅明渡不償行損害賠償金	私法	2,664,185	9															2,664,185	9
父子福祉資金貸付金借入金	私法							115,200	1	291,000	2	417,100	3	621,498	3	648,900	4	2,093,698	13
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸付金借入金	私法	1,372,000	121															1,372,000	121
用地費収買借入金	私法	1,339,906	1															1,339,906	1
温泉使用料	私法	443,995	1	497,816	1											91,115	1	1,032,926	3
恩賜福祉金	私法	851,200	1															851,200	1
弁償金	私法																	506,500	1
行政財産使用料	私法							37,080	1									37,080	1
合計		255,882,009	794	22,099,452	262	36,708,740	483	5,599,495,491	779	84,288,459	966	93,462,227	1,208	105,685,554	1,121	107,874,201	1,321	6,305,496,133	6,924

※ 債務者数は延べ人数である。

**山梨県監査委員告示第四号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定に基づき執行した監査の結果に関する報告を同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十一年三月十九日

山梨県監査委員	横 森 良 照
同	中 込 孝 元
同	清 水 武 則
同	棚 本 邦 由

**第1 行政監査の趣旨**

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務執行について、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施すべきものであり、平成20年度においては、次のとおり実施した。

**第2 監査の概要**

**1 テーマ**

「試験研究機関の研究活動等の状況について」

**2 選定理由**

近年、知識や技術等の知的資源が社会の様々な活動の基盤となる「知識基盤社会」が到来しようとする中で、これらの資源を生み出す科学技術の振興や知的財産の保護・活用が課題となっており、また、本県が目指している、県民が真の豊かさを実感でき「暮らしやすさ日本一」と言える県づくりを進めるためには、産業の振興、福祉や医療の充実、社会基盤の整備、自然環境の保全、循環型社会システムの構築など様々な課題に取り組む必要がある。

このような行政課題への取り組みにおいて、試験研究機関の果たす役割は重要性を増しており、科学技術の振興や産業の振興等に果たす役割に大きな期待が寄せられる一方で、県財政の逼迫に伴い行財政改革が進められ、限られた予算内で最大の成果を上げることが強く求められている。

このため、試験研究機関の研究活動が効率的、効果的に行われているか、あるいは県民に対するアカラウンドリテイが十分に果たされているかなどについて監査を実施し、検証することにより、もって、地域経済の活性化や県民生活の向上に資することを目的とする。

**3 監査の対象及び対象機関**

**(1) 監査の対象**

ア 監査対象機関が平成19年度に行った研究に関する事務等

イ 監査対象機関が平成20年3月31日現在試験研究や依頼試験等に使用している機器で、取得価格が1,000万円以上のもの及び年間の賃借料が200万円以上のもの

**(2) 監査対象期間**

原則として平成19年度（ただし、必要に応じて平成20年度、平成18年度以前についても対象とする。）

**(3) 監査対象機関**